

奈良市男女共同参画計画 (第3次)



奈 良 市

はじめに



本市では、平成13年に「奈良市男女共同参画計画」を策定し、さらに平成15年4月に「奈良市男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向け、順次取り組んでまいりました。

現行の「奈良市男女共同参画計画」(第2次)は、平成23年からの計画期間(10年)と令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による延長期間(1年)を経て満了するため、この度、新たに「奈良市男女共同参画計画」(第3次)を策定いたしました。

本計画では、少子高齢化の加速やグローバル化の進展など社会情勢の急激な変化の中で、これまでの施策を継承しつつ、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進や、「奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づく、DVの防止及び被害者支援対策の強化、また、「奈良市女性活躍推進計画」に基づく、職業生活における女性の活躍の推進といった新たな視点や育児、子育て、介護支援にも重点を置いた計画となっています。

いまだ性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習などが依然として根強く残っている中、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)といった多様な性のあり方の尊重と理解や増加するDV・虐待の防止等、困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくりが求められています。

また、SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標の一つであるジェンダー平等の達成に向け、様々な取り組みが行われている一方で、新型コロナウイルス感染症の脅威は、私たちが暮らす社会や人々の行動に大きな影響を及ぼしています。

このような状況の下、市民の誰もが安心していきいきと豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、これまで以上に男女共同参画の取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり「奈良市男女共同参画推進審議会」委員の皆様はじめ、多くの関係者の皆様の貴重なご意見をいただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

奈良市長 仲川 げん

contents

第1章 計画の趣旨

1	策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	2
3	計画の性格と位置付け	2
4	計画の期間	2

第2章 計画策定の背景

1	国内外の動き	3
2	市民意識調査	5

第3章 計画の体系

計画の基本方向	8
施策の体系	10

第4章 計画の内容・施策の展開

基本方向Ⅰ	あらゆる分野における男女共同参画の推進	11
基本方向Ⅱ	暴力のない安全・安心な社会づくり	18
基本方向Ⅲ	誰もが活躍できる環境の整備	21
指標・数値目標		25

参考資料・関係法令等

参考資料・関係法令等	27
------------	----

トピック

トピック1	ワーク・ライフ・バランス	9
トピック2	ジェンダー・ギャップ指数	12
トピック3	多様な性について（LGBT）	13
トピック4	男女共同参画の視点に立った防災・復興	16
トピック5	持続可能な開発目標（SDGs）	17
トピック6	DV（ドメスティック・バイオレンス）	20
トピック7	審議会等女性委員の登用	22

第 1 章 計画の趣旨

1 策定の趣旨

少子高齢化が進み、経済活動の成熟化など急速に変化する社会情勢の中で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する重要課題と位置付けられ、1999 年（平成 11 年）男女共同参画社会基本法が制定されました。

本市におきましては、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき 2001 年（平成 13 年）に「奈良市男女共同参画計画」を策定し、2003 年（平成 15 年）3 月には「奈良市男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに、2011 年（平成 23 年）に「第 2 次奈良市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて作成した実施計画に基づき、様々な施策に取り組んできました。

実施計画では、特に重要となる事業を中心に目標値の設定を行い、各種事業に取り組んできましたが、目標が達成できた事業は、ほぼ半数に留まりました。しかしながら、未達成の事業の半数は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた結果であるものと考えられます。

ただし、達成できなかった事業の中でも、男女共同参画社会の実現に向けての重要な指標の一つである「市が設置する審議会等の女性委員の登用率」が、後期実施計画の中間年である平成 30 年には、目標値の 35%を一旦達成したものの、その後、連続して減少している状況は看過できないことから、「あらゆる意思決定の場への女性の参画」を浸透させるための取り組みに、より一層力を注ぐことが必要です。

一方、平成 21 年に実施した市民意識調査では、性別による固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え方）についてみると、否定的な人の割合が 49.9%でしたが、令和元年に実施した結果では 71.5%となり、近年の社会経済情勢の変化も加わり、この 10 年で市民の意識が大きく変わってきたことがうかがえます。

このような中、「第 2 次奈良市男女共同参画計画」の計画期間が令和 3 年度で終了することから、新たなステップとして「第 3 次奈良市男女共同参画計画」を策定しました。

今後もこれまでの施策を継承しつつ、経済構造や社会情勢の変化により新たに発生する課題や、女性に対する暴力や女性の貧困などコロナ禍で顕在化した問題等に対処するため、様々な施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の基本理念

この計画は「奈良市男女共同参画推進条例」第3条に規定する、次の6つの事項を基本理念とします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会の制度及び慣行が及ぼす影響を中立的なものとする配慮
- ③ 方針の立案及び決定に対等に参画する機会の確保
- ④ 家庭生活における活動とその他の活動を共に行えること
- ⑤ 性と生殖に関する自己決定の尊重と生涯を通じた健康への配慮
- ⑥ 国際的な取り組みとの協調

3 計画の性格と位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念をふまえた「奈良市男女共同参画推進条例」第9条に定める男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、「市町村男女共同参画計画」に位置付けます。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」に位置付けます。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」に位置付けます。

4 計画の期間

令和4年度からの5年間とし、目標達成の年を令和8年度とします。ただし、社会情勢の変化や女性を取り巻く状況の変化などに応じて見直しを行います。

第 2 章 計画策定の背景

1 国内外の動き

(1) 国際的な動き

1975 年（昭和 50 年）	国際婦人年、世界行動計画採択
1979 年（昭和 54 年）	女子差別撤廃条約採択
1985 年（昭和 60 年）	婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）採 択
1995 年（平成 7 年）	北京宣言及び行動綱領採択
2000 年（平成 12 年）	女性 2 0 0 0 年会議（ニューヨーク）開催
2005 年（平成 17 年）	第 49 回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）が ニューヨークの国連本部で開催
2011 年（平成 23 年）	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための 国連機関(UN Women)発足
2015 年（平成 27 年）	国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）採択 17 の目標の一つに女性のエンパワーメント設定

(2) 国の動き

1977 年（昭和 52 年）	国内行動計画策定
1985 年（昭和 60 年）	女子差別撤廃条約批准
1986 年（昭和 61 年）	男女雇用機会均等法施行
1987 年（昭和 62 年）	西暦 2 0 0 0 年に向けての新国内行動計画策定
1992 年（平成 4 年）	育児休業法施行
1994 年（平成 6 年）	総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会、 男女共同参画推進本部設置
1996 年（平成 8 年）	男女共同参画 2 0 0 0 プラン策定
1999 年（平成 11 年）	男女共同参画社会基本法制定、ストーカー規制法施行
2000 年（平成 12 年）	男女共同参画社会基本計画策定
2001 年（平成 13 年）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律施行
2002 年（平成 14 年）	各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設
2004 年（平成 16 年）	性同一性障害者特例法施行
2005 年（平成 17 年）	男女共同参画社会基本計画（第 2 次）策定
2007 年（平成 19 年）	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章策定
2010 年（平成 22 年）	男女共同参画社会基本計画（第 3 次）策定
2015 年（平成 27 年）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行 第 4 次男女共同参画基本計画策定
2020 年（令和 2 年）	第 5 次男女共同参画基本計画策定

(3) 奈良県の動き

1981 年（昭和 56 年）	奈良県婦人会議設置
1986 年（昭和 61 年）	奈良県婦人行動計画策定
1993 年（平成 5 年）	奈良県女性行動計画修正案策定
1995 年（平成 7 年）	奈良県男女共同参画推進本部設置
1997 年（平成 9 年）	奈良県女性行動計画（第 2 期）策定
2001 年（平成 13 年）	奈良県男女共同参画推進条例公布・施行
2002 年（平成 14 年）	奈良県男女共同参画計画策定、 奈良県男女共同参画県民会議を設置
2006 年（平成 18 年）	奈良県男女共同参画計画（第 2 次）策定
2015 年（平成 27 年）	女性の活躍促進会議設置
2016 年（平成 28 年）	奈良県女性の輝き・活躍促進計画 （第 3 次奈良県男女共同参画計画）」策定
2021 年（令和 3 年）	男女でつくる幸せあふれる奈良県計画 （第 4 次奈良県男女共同参画計画・ 第 2 次奈良県女性活躍推進計画）」策定

(4) 奈良市の動き

1994 年（平成 6 年）	奈良市女性行動計画策定
1995 年（平成 7 年）	市長部局に市民部女性対策課を設置
1996 年（平成 8 年）	課名を女性政策課に改名
2001 年（平成 13 年）	奈良市男女共同参画計画策定
2002 年（平成 14 年）	課名を男女共同参画課に改名 男女共同参画センター「あすなら」を開設
2003 年（平成 15 年）	奈良市男女共同参画推進条例公布・施行
2010 年（平成 22 年）	奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画策定
2011 年（平成 23 年）	奈良市男女共同参画計画（第 2 次）策定
2015 年（平成 27 年）	奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画 （第 2 次）策定
2016 年（平成 28 年）	奈良市配偶者暴力相談支援センターを開設
2019 年（平成 31 年）	奈良市女性活躍推進計画策定
2020 年（令和 2 年）	奈良市パートナーシップ宣誓制度導入
2021 年（令和 3 年）	奈良市男女共同参画計画（第 2 次）計画期間の 1 年延長
2021 年（令和 3 年）	男女共同参画課を男女共同参画室とし、共生社会推進課に統合
2022 年（令和 4 年）	奈良市男女共同参画計画（第 3 次）策定

2 市民意識調査

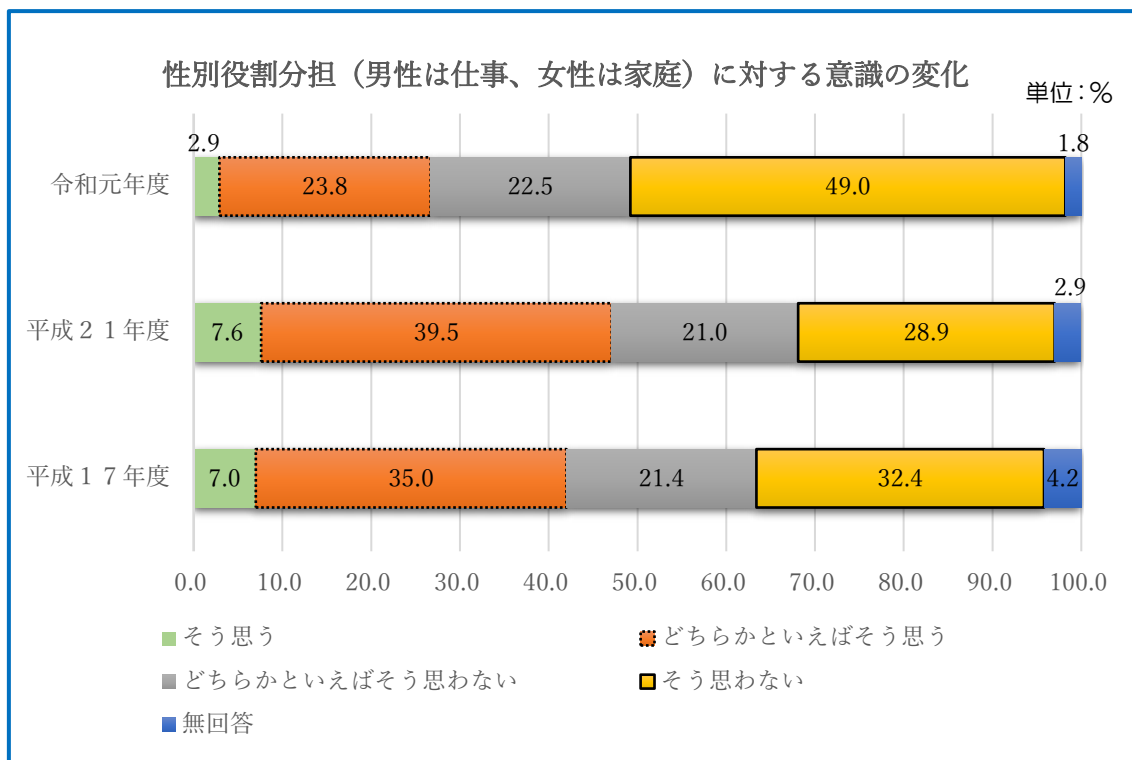
市民の皆さんに、日ごろの生活で感じていることや、市政についてのご意見などをお尋ねし、これからの市政のあり方を考えていくにあたっての基礎資料とするための「市民意識調査」を令和元年8月に実施しました。その中で、今後の男女共同参画社会実現への施策に反映させる目的で、次の2問について回答いただきました。

(1)「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。

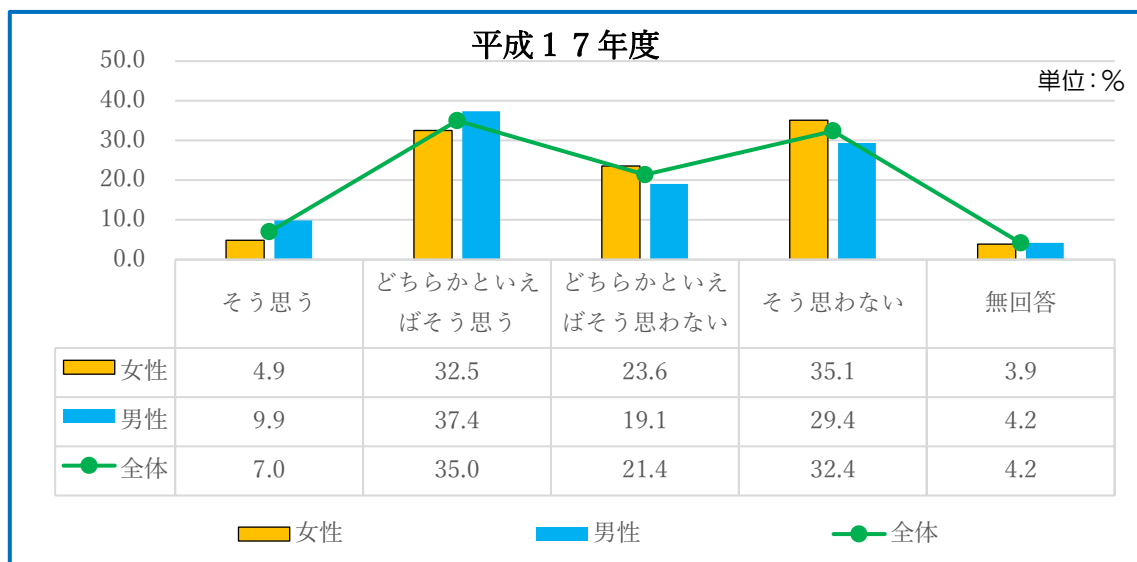
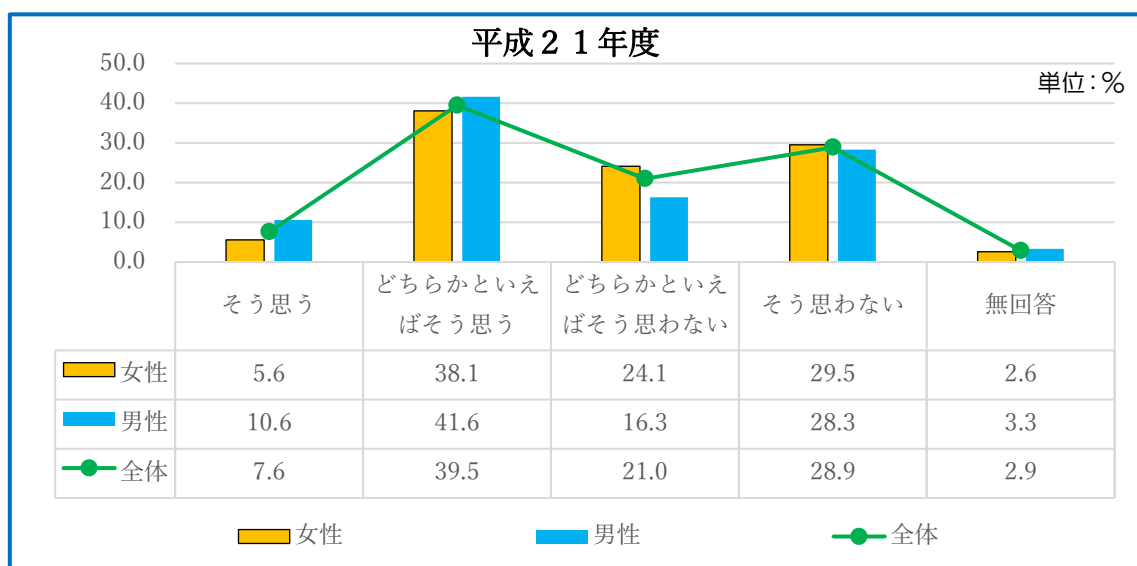
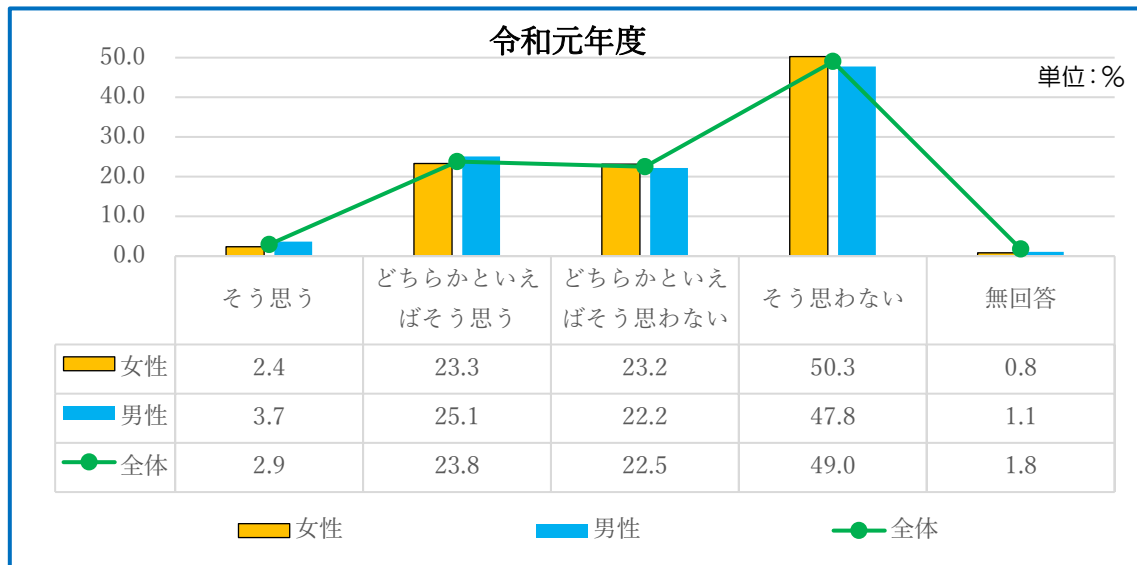
●性別役割分担に対する意識について

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」という意見が71.5%となり、平成21年度調査時の49.9%、平成17年度調査時の53.8%と比べると、ここ10年で市民意識に変化が見えてきました。

男女別にみると、平成21年度は女性53.6%、男性44.6%でしたが、今回の調査では、女性73.5%、男性70.0%で、それぞれ70%以上の人々が固定的な性別役割分担に反対であり、男女間の格差もなくなってきました。



性別役割分担（男性は仕事、女性は家庭）に対する意識の変化

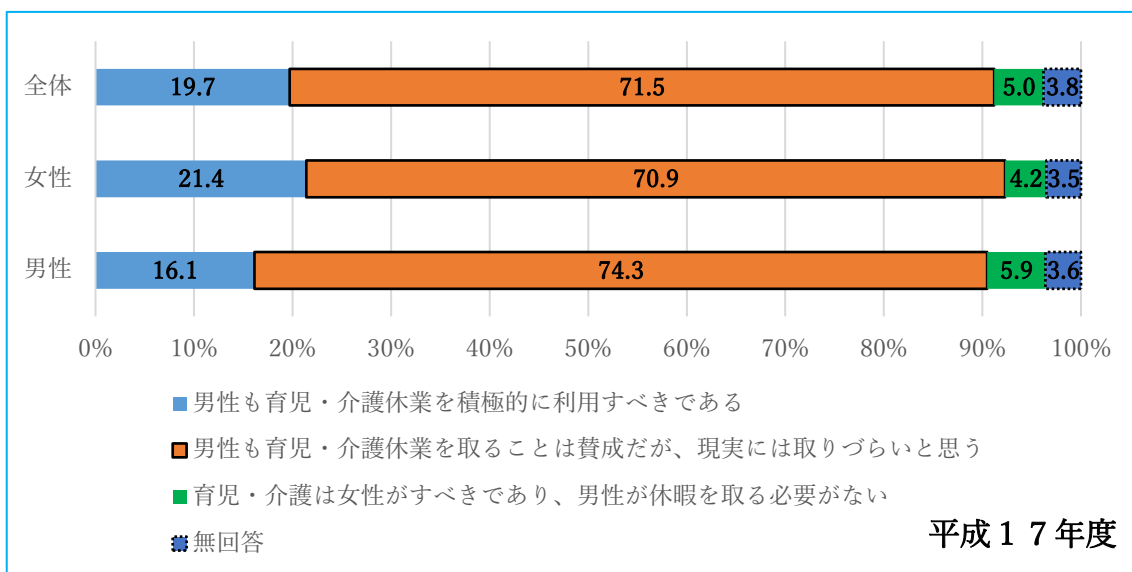
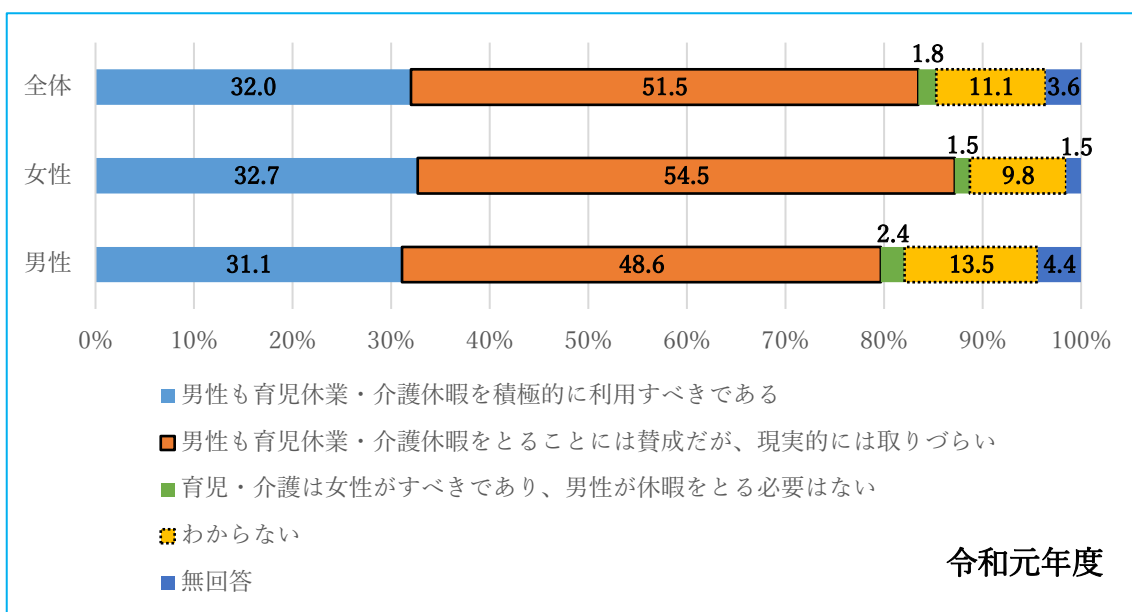


(2) 男性も育児休業・介護休暇が取れますが、このことについてどうお考えですか。

●男性の育児休業・介護休暇の取得に対する意識について

賛成の人の割合は8割以上と高く、「現実的には取りづらい」と回答した人も20ポイント減となるなど、男性の取得についての理解が広がりつつありますが、「現実的には取りづらい」と回答した人が、未だ5割を超えており、まだまだ利用しにくい職場風土や組織風土、社会構造であると考えられます。

男性の育児休業・介護休暇の取得に対する意識の変化



第 3 章 計画の体系

■計画の基本方向

これまでの計画の基本的な考え方を引き継ぎ、さらなる男女共同参画社会の形成を推進するため、次の3つの基本方向を柱に施策を展開します。

■基本方向 I あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を推進していくためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的、健康的及び文化的に利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会を形成する必要があります。

男女が対等の方針決定場面に参加し、主体的に立案の段階から関わって様々な意見を反映することは男女共同参画社会の実現の前提となります。

方針決定の場での参画拡大が全ての分野での参画拡大の基礎となり、性別役割分担意識払拭を始めとする女性の人権尊重の礎であります。女性の方針決定の場への参画を促進する積極的改善措置を一層強力に推進する必要があります。女性が個性と能力を発揮し、政策方針決定実施の場への参画をするためには、男女それぞれの意識改革と女性のエンパワーメントを図ることも重要です。

■基本方向 II 暴力のない安全・安心な社会づくり

男女共同参画社会の形成に対する大きな阻害要因となっているものの一つは、性別に基づく固定的役割分担意識です。社会的構造的に作られたものであり、少しずつ時代とともに変化してはいますが、今なお根強く残っており、セクシュアル・ハラスメントや性暴力といった女性に対する暴力等を生みだす根底にあります。このような女性に対する暴力は非常に重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも決して許されることではありません。

すべての人の人権を尊重し、性別にとらわれず一人ひとりが個性や能力を発揮して、考え判断し行動出来るような男女共同参画意識の一層の醸成・浸透を図り、このような重大な人権侵害を「しない」「させない」「傍観しない」という社会的な認識を徹底させなくてはなりません。

さらに、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、多様な性（LGBTQなど）のあり方についての理解を深める必要があります。

■基本方向 Ⅲ 誰もが活躍できる環境の整備

男女共同参画社会の形成に向けて、男女が共に社会のあらゆる活動に参画し、活躍するためには、社会生活と家庭生活を始め、地域においても調和のとれた生活ができ、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択実現できる社会（※ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが重要です。

これによって、男女が共に仕事と育児・介護・家事や地域活動、さらには、自己啓発のための時間が確保しやすくなります。そのためにも、すべての人が自らの働き方や生き方を柔軟に選択でき、生涯を通じて充実した生活をするように、市民・事業者・行政が一体となって環境を整備することが必要となってきます。

■ワーク・ライフ・バランス

トピック 1

多様性を尊重し、「仕事」と「家庭」どちらが大切か、という従来の択一的な発想ではなく、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間も大切にすることができる・・・そうした社会の実現を目指す動きのことです。職場風土や組織風土はもちろん、社会構造の変革が求められています。

大切にしたい個人の時間は、人によって違います。仕事の時間、子どもとの時間、親と過ごす時間、友達との時間、趣味の時間・・・あなたの周りにいる人が大切にしている時間は何でしょうか？

その時間を大事にしようとするのが、ワーク・ライフ・バランスの第一歩かもしれません。

参照：内閣府

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

■施策の体系

基本方向Ⅰ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

主 要 課 題	施 策 の 方 向
1 暮らしやすい社会の意識づくり	1 男女共同参画に関する意識啓発
	2 情報収集と情報提供の充実
2 誰も孤立させない社会に向けた支援	3 女性のための相談窓口の充実
	4 多様な性を尊重する社会の実現
3 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	5 子育て支援の充実
	6 介護の相談支援の充実
	7 ひとり親家庭への支援の充実
	8 地域防災における男女共同参画の促進
	9 学校教育等における男女共同参画の推進

基本方向Ⅱ

暴力のない安全・安心な社会づくり

主 要 課 題	施 策 の 方 向
4 配偶者暴力等を根絶する環境の整備	10 配偶者暴力等の根絶のための予防啓発
	11 配偶者暴力等の被害者への支援

基本方向Ⅲ

誰もが活躍できる環境の整備

主 要 課 題	施 策 の 方 向
5 政策・方針決定の場への女性の参画促進	12 審議会等委員への女性の登用促進
	13 事業所等における管理職への女性の登用促進
6 女性の活躍推進	14 女性の活躍に向けた支援
	15 生涯を通じた女性の健康支援
7 ワーク・ライフ・バランスの推進	16 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援
	17 男性の家庭や子育てへの参画推進

第 4 章 計画の内容・施策の展開

▶ ▶ ▶ 基本方向 I ◀ ◀ ◀ あらゆる分野における男女共同参画の推進

主要課題 1 暮らしやすい社会の意識づくり

■施策の方向 1 男女共同参画に関する意識啓発

施 策	内 容	担当部署
市職員への意識啓発	市職員を対象に、男女共同参画について、集合研修や派遣研修等を実施します。	人事課 男女共同参画室
地域における男女共同参画の推進	奈良市人権教育推進協議会の活動を通じて、地域における男女共同参画の推進を図ります。	共生社会推進課
男女共同参画週間の啓発	男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、リーフレットの配布やパネル展示などの啓発活動を重点的にを行います。	男女共同参画室
「あすなら市民講座」の開催	女性の自立や男女共同参画に関する活動をしている団体やグループが企画し、立案した講座を市と協働で開催します。	男女共同参画室
男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画についての正しい理解と認識を深めるため、情報誌「和音・なら」の発行により、時代の変化に即した情報を提供します。	男女共同参画室
講座・講演会等の開催	性別役割分担意識をはじめとする固定的な性差感の解消と、男女平等意識の定着に向けた講座や講演会等を開催します。	男女共同参画室

■施策の方向2 情報収集と情報提供の充実

施 策	内 容	担当部署
男女共同参画推進のための研修会への派遣	男女共同参画社会の実現をめざした研修会等に関係職員を派遣します。	男女共同参画室
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民の意識を把握するための調査を実施し、その結果を今後の政策に活かします。	男女共同参画室

トピック2

■ジェンダー・ギャップ指数

ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index : G G I) は、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(World Economic Forum) が独自に算定したもので、4つの分野(経済、政治、教育、健康)のデータから構成された各国における男女格差を測る指数です。0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

2021 年の日本の総合スコアは0.656、順位は 156 か国中 120 位(前回は 153 か国中 121 位)と依然として低い状況です。

日本の分野ごとの順位

分野	G G I 値 (順位)	昨年の G G I 値 (順位)
経済	0.604 (117位)	0.598 (115位)
政治	0.061 (147位)	0.049 (144位)
教育	0.983 (92位)	0.983 (91位)
健康	0.973 (65位)	0.979 (40位)

上位国及び主な国の順位

順位	国名	G G I 値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
6	ナミビア	0.809
7	ルワンダ	0.805
8	リトアニア	0.804
9	アイルランド	0.800
10	スイス	0.798
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英 国	0.775
24	カナダ	0.772
30	米 国	0.763
63	イタリア	0.721
81	ロシア	0.708
102	韓 国	0.687
107	中 国	0.682
120	日 本	0.656

資料 :
Global Gender
Gap Report 2021

主要課題 2

誰も孤立させない社会に向けた支援

■施策の方向3 女性のための相談窓口の充実

施 策	内 容	担当部署
女性問題相談事業	女性問題相談員による女性問題相談及び女性弁護士による女性のための法律相談を行い、相談者の様々な問題に対応します。	男女共同参画室

トピック 3

■多様な性について（LGBT という言葉を聞いたことがありますか？）

LGBT とは次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもあります。この機会に多様な性について考えてみましょう。（Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります）

Lesbian（レズビアン）

女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）

Gay（ゲイ）

男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）

Bisexual（バイセクシュアル）

両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）

【性的指向】性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということです。これは自分の意志で選び取るというより、多くの場合思春期の頃に「気付く」ものです。

Transgender（トランスジェンダー）

「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体」と「心」の性が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人

【性自認】性自認（性の自己認識）とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということです。「心の性」と言われることもあります。多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいます。

※性的少数者（セクシャルマイノリティ）には、LGBT 以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分らない人など、さまざまな人々がいます。

●オリンピックと性的マイノリティの歴史

オリンピック憲章では、「オリンピズムの根本原則」において、2014 年に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれました。

東京オリンピック・パラリンピックでは、「多様性と調和」を基本コンセプトに、共生社会を育む契機として開催された結果、性的マイノリティを公表した選手は200 人を超え、前回のリオ大会の約 3 倍で過去最多となりました。また、今大会、史上初めてトランスジェンダー女性に、自認する性別での出場機会が与えられたこともあり、今後のオリンピック・パラリンピックでの多様性の尊重が注目されます。



（写真）レインボーフラッグ

性的マイノリティの社会運動を象徴する旗で、リオオリンピックではこれをモチーフにしたピンバッジが公式で販売された。また、2019 年の紅白歌合戦の中でも初めて掲げられた。

■施策の方向4 多様な性を尊重する社会の実現

施 策	内 容	担当部署
【新規】 性の多様性に関する 理解の促進	性的指向・性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、パートナーシップ宣誓制度を含め、多様な性のあり方についての理解を深めるための啓発を行います。	共生社会推進課

主要課題3 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

■施策の方向5 子育て支援の充実

施 策	内 容	担当部署
子育て支援・ 子育て相談の充実	各保育所・幼稚園・こども園で乳幼児の子育てに関する相談を行います。また、子どもの交流と保護者同士の交流により行われる情報交換等を通して、子育ての不安解消と育児の楽しさを感じるとともに、安定した生活に繋がるよう支援します。	保育総務課
地域子育て支援 拠点事業	乳幼児とその保護者が集まり、お互いに交流や、情報交換をしたりする場や、スタッフから子育てに関するアドバイスを受ける機会を提供します。また、地域に出向いての子育て支援を行います。	子ども育成課
ファミリー・サポート・ センター事業	育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員登録し、会員相互の援助活動を行います。	子ども育成課
子育て支援 アドバイザー事業	地域の子育て経験豊かな市民が乳幼児とその保護者が集まる場所に出向き、母親のちょっとした育児の悩みや疑問について聞いたり、一緒に考えたりして、少しでも育児の負担感を軽減します。	子ども育成課
家庭児童相談	子どもの養育などについての悩みごと相談に応じ、必要な助言指導を行い、その解決を図ります。	子育て相談課
放課後児童 健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、集団生活を通して健全育成を図ります。	地域教育課
特別支援教育相談事業	特別な支援を必要とする子どもたちの発達や就学についての保護者等からの様々な相談に、学校や福祉・医療等の関係機関、保育・子育て・福祉に関係する各課と連携しながら対応し、男女共同参画の視点に立った相談支援の充実を図ります。	教育支援・相談課

*「子育ては女性の役割」という固定的観念から女性が離職せざるを得なかったり、家事や育児の負担が女性に偏っていたりすることはありませんか。子育て支援の充実は、男女が共に支えあう家庭づくりを応援し、地域全体で子育てを支援していくことになります。そして、それは、男女共同参画の推進につながっています。

■施策の方向6 介護の相談支援の充実

施 策	内 容	担当部署
介護に関する相談窓口の充実 (地域包括支援センター事業)	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、包括的・継続的な支援を行います。	福祉政策課
認知症相談	認知症及び若年性認知症に関して、本人や家族からの相談に応じます。	福祉政策課

*「介護は女性の役割」という固定的観念から女性が離職せざるを得なかったり、家事や介護の負担が女性に偏っていたりすることはありませんか。介護の相談支援の充実、男女が共に支えあう家庭づくりを応援し、地域全体で介護を支援していくことになります。そして、それは、男女共同参画の推進につながっています。

■施策の方向7 ひとり親家庭への支援の充実

施 策	内 容	担当部署
ひとり親家庭等相談	子どもの養育などについての悩みごと、母子家庭等の生活相談に応じ、必要な助言指導を行い、その解決を図ります。	子ども育成課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭、寡婦が自立するための技能習得や就職活動、又は疾病などの事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども育成課
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (奈良県スマイルセンター)	母子家庭、父子家庭、寡婦を対象に就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスを提供します。	子ども育成課
【新規】 養育費確保支援事業	母子家庭、父子家庭に対し、養育費確保のための弁護士相談費用や公正証書作成時の公証人手数料、調停等の司法手続きに必要な経費の一部を補助金として支給します。	子ども育成課
【新規】 フードバンク事業	新型コロナウイルス感染症拡大などで社会的・経済的に影響を大きく受けるひとり親家庭や子育てをしている生活困窮家庭の方に対して食品を提供します。	子ども育成課
公共賃貸住宅における母子・父子世帯の優先入居制度の活用	市営住宅の空家を募集する際、特定目的住宅として母子・父子世帯向け住宅枠を設けます。	住宅課

■施策の方向8 地域防災における男女共同参画の促進

施 策	内 容	担当部署
女性の視点を取り入れた防災計画の整備	女性の視点を取り入れた防災計画を整備し、防災及び復旧・復興の体制強化を推進します。	危機管理課
女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備	災害用備蓄品において、女性の視点から必要とされている品目の整備・充実を図ります。	危機管理課
【新規】 消防吏員に占める女性の割合	意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用の拡大を図ります。	消防局総務課
【新規】 消防団員に占める女性の割合	消防団への女性の積極的な入団を促進し、女性消防団員の活動のより一層の活性化を図ります。	消防局総務課

トピック 4

■■■ 男女共同参画の視点に立った防災・復興 ■■■

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

こうした過去の災害対応における経験をもとに、内閣府では令和2年5月に災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が作成されました。

【7つの基本方針】

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

以上の7つの基本方針を示し、女性の視点からの取り組みを進めることにより、地域の災害対応力を強化することが求められています。

資料：内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」

■施策の方向9 学校教育等における男女共同参画の推進

施 策	内 容	担当部署
スポーツ推進委員の女性委員の登用促進	地域でのスポーツ活動の指導、普及に携わる女性委員の増員を図り、男女共同参画を推進する。	スポーツ振興課
学校教育の充実	各教科や領域の中で、異性についての理解を深め、男女が協力し尊重し合って充実した生活づくりに参画することが重要であるという男女共同参画の理念を踏まえた学習指導を行います。	学校教育課
教職員研修の充実	教職員を対象とした研修で、男女共同参画の理念を踏まえた学校運営についての意識化を図ります。	教育支援・相談課



トピック5

資料：外務省ホームページより

■持続可能な開発目標（SDGs）

2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択され、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本でも積極的に取り組んでいます。



【目標5】
ジェンダー平等を実現しよう

5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。

▶ ▶ ▶ 基本方向 II ◀ ◀ ◀

暴力のない安全・安心な社会づくり

主要課題 4

配偶者暴力等を根絶する環境の整備

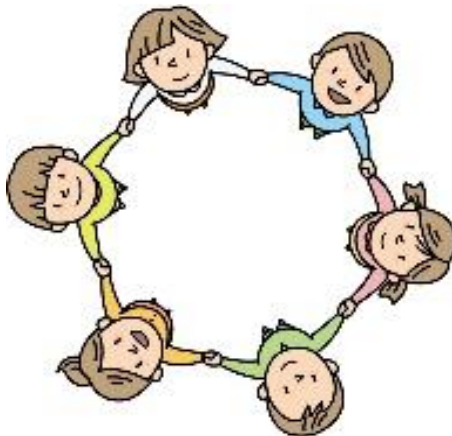
■施策の方向 10 配偶者暴力等の根絶のための予防啓発

施 策	内 容	担当部署
セクシュアル・ハラスメントに対する市職員の認識を深めるための啓発活動及び防止対策の推進	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」に基づきセクシュアル・ハラスメントの防止とその啓発を図るとともに、発生した事案に対しては適切に対処する体制の整備・充実に努めます。	人事課
暴力の発生を許さない環境づくりの啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（11月12日～25日）に合わせ、リーフレットの配布やパネル展示などを行い、身近にある全ての暴力を許さないという意識作りのための啓発活動を重点的にを行います。	男女共同参画室
DV相談窓口の周知	相談窓口や相談機関等の情報を掲載したリーフレット等を公共施設や関係機関に配置し、広く市民に周知します。	男女共同参画室
障害者虐待防止対策支援事業	奈良市障害者虐待防止センターを運営し、障害者虐待の未然防止及び早期発見し、迅速な対応・再発防止等のための支援を行います。	障がい福祉課
高齢者虐待相談	高齢者虐待に関する相談や介護ストレスを抱え悩んでいる家族の相談に応じます。	長寿福祉課
【新規】 児童虐待通告・相談	児童相談所等関係機関と連携し、虐待から子どもを守るため、奈良市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止の一連の対策に迅速かつ適切に取り組みます。	子育て相談課
児童・生徒の悩み相談業務の啓発と充実	児童・生徒の悩みに答える相談業務（窓口）の啓発と、相談員の配置等による相談体制を充実し、関係機関との連携によりその効果的な対応と解決を図ります。	いじめ防止 生徒指導課

施 策	内 容	担当部署
少年指導委員等による街頭指導活動の強化	各中学校区において少年指導委員等による街頭指導を実施し、青少年の行動実態把握に努めるとともに、問題行動に関わる青少年に対し、学校や関係機関と連携して指導を行います。	いじめ防止 生徒指導課

■施策の方向 1 1 配偶者暴力等の被害者への支援

施 策	内 容	担当部署
「住民基本台帳事務における支援措置申出書」による住民票等の閲覧及び交付の制限	DV被害者等から「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を受理した場合、取り決めされた人以外からの住民票請求等に応じないこととして、被害者情報を保護します。	市民課 出張所 行政センター
犯罪被害者等支援事業	犯罪等による被害を受けたご本人やご遺族に見舞金を支給し、受けた被害の早期回復及び軽減を図ります。	共生社会推進課
【新規】 相談体制の充実	被害者が安心して相談できるように、安全と秘密の保持に十分配慮した、安全・安心な相談窓口の確保に努めます。	男女共同参画室
【新規】 DV被害者支援の充実	配偶者暴力相談支援センターに繋がったDV被害者の関係機関等への同行支援やケース会議に参加することで、被害者支援を充実する。	男女共同参画室
【新規】 DV被害者訪問調査	DV被害者に対して、関係機関と連携して訪問調査を行い、保護が必要な場合は生活扶助等の支援を実施します。	保護課



■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）パートナーが様々な暴力を使って相手を支配することをいい、犯罪となる行為をも含む深刻な人権侵害です。

DV加害者は身体的な暴力だけで相手を支配するものではありません。相手の人格を否定する態度や言葉を日常生活の中で何度も繰り返します。時折「優しい」言動があったりするので混乱させられます。複合的な暴力を日常生活の中で反復的に行うことでDV加害者は相手を恐怖と無力感、心理的な監禁状態へと追い詰めていきます。

暴力を使う人は、他の問題解決の方法を選ばないで、あえて暴力を使うことを自ら選択しているのです。パートナーの身体や心を傷つけ、自由と安全を脅かす次のような行為は全て暴力です。

【暴力の種類】

精神的暴力	無視する、どなる、傷つくことを言う、「誰のお陰で食わせてもらっているんだ」「別れたら死ぬ」と脅す、「俺がこうなるのはお前のせいだ」と責任をすりかえる
経済的暴力	借りたお金を返さない、お金を出させる、生活費を渡さない
社会的暴力	束縛する、携帯やメールで行動をチェックする
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない
子どもを利用した暴力	子どもを取り上げると脅す、子どもに悪口を言う
身体的暴力	なぐる、ける、首をしめる

●子どもへの影響は？

子どもがDVを目撃することは、言葉や態度で子どもの心身を深く傷つける行為となり、人格形成や身体的成長に深刻な影響を与える虐待行為（面前DV）です。

●Wリボン

11月は児童虐待防止推進月間、11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。厚生労働省と内閣府が協働して、児童虐待対応とDV対応の連携の象徴として、「女性に対する暴力根絶」のシンボルであるパープルリボンと「児童虐待防止」のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた「Wリボンバッジ」を作成しました。



★児童虐待防止のシンボル

オレンジリボン



★女性に対する暴力根絶のシンボル

パープルリボン



▶ ▶ ▶ 基本方向 Ⅲ ◀ ◀ ◀

誰もが活躍できる環境の整備

主要課題 5

政策・方針の決定の場への女性の参画促進

■施策の方向 1 2 審議会等委員への女性の登用促進

施 策	内 容	担当部署
審議会等の女性委員の参画促進	市が設置する審議会等の女性委員の登用状況の調査を行い、女性委員の積極的な参画を促すことで、登用の促進を図ります。	男女共同参画室 (関係各課)
農業委員に女性委員の参加促進	農業委員等の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められているため、女性や青年の参加を促進します。	農業委員会 事務局

■施策の方向 1 3 事業所等における管理職への女性の登用促進

施 策	内 容	担当部署
市の女性職員の管理職への登用促進	男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女性ができる能力を十分に発揮できるよう、積極的に職域の拡大や能力開発に努めるとともに、男性、女性を問わず、個人の能力や特性を生かし、意欲と能力を有する有為な人材に活躍の場を与えるため、女性職員の管理職への登用を促進します。	人事課
女性の活躍の場を広げるための啓発	社会のあらゆる場面で女性が活躍できる場を広げるための啓発を図ります。	男女共同参画室
人権啓発事業主研修の開催	奈良市雇用促進連絡協議会と奈良市企業人権教育推進協議会との共催による、事業主対象の研修会を開催します。	産業政策課
女性教員の管理職への登用	市立学校の校長、教頭への女性教員の登用を促進します。	教職員課

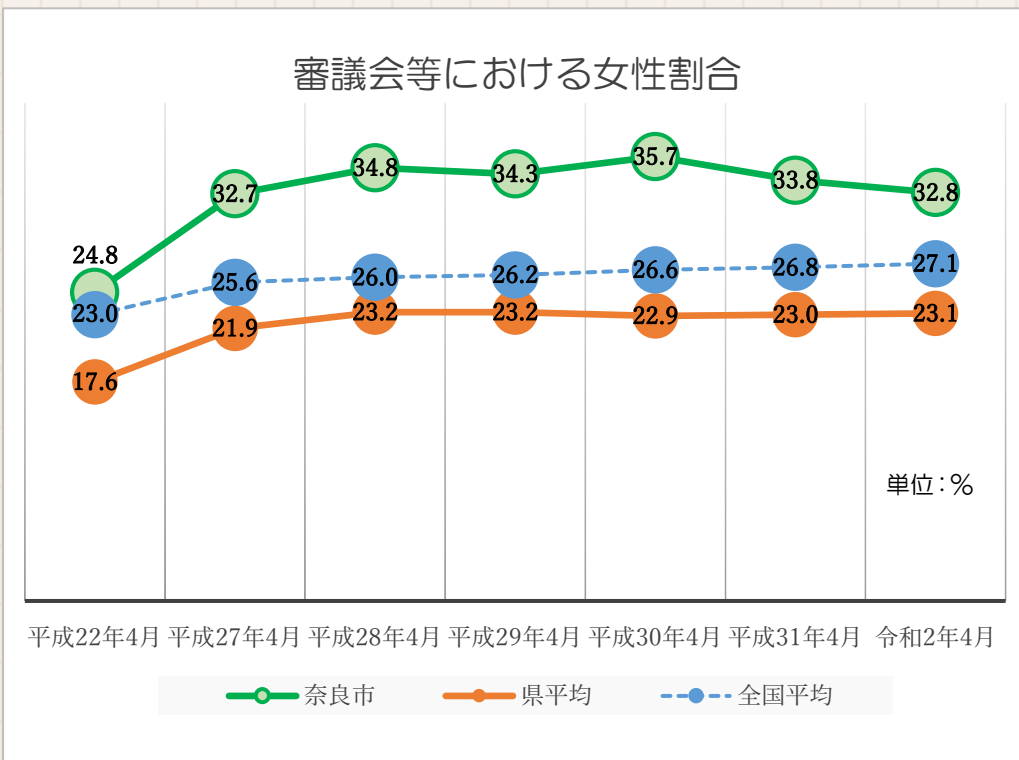
■審議会等女性委員の登用

本市では、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等における女性委員の割合を35%以上にすることを目標に取り組みを進めてきました。

平成30年4月現在の女性委員は35.7%と目標値を上回ったものの、平成31年4月・令和2年4月には、再び目標値を下回ってしまいました。

国や県の平均値と比べると、本市の数値は全ての年において上回ってはいるものの、まだまだ低い数値となっており、引き続き、政策・方針決定過程における女性の参画促進が必要です。

※奈良市第5次総合計画では、目標値を40%としています。



単位：%	平成 22 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	平成 31 年 4 月	令和2年 4 月
奈良市	24.8	32.7	34.8	34.3	35.7	33.8	32.8
県平均	17.6	21.9	23.2	23.2	22.9	23.0	23.1
全国平均	23.0	25.6	26.0	26.2	26.6	26.8	27.1

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

主要課題 6

女性の活躍推進

■施策の方向 1 4 女性の活躍に向けた支援

施 策	内 容	担当部署
就業に関する意識啓発・講座の開催	再就職のきっかけづくりとなる講座や就業者のスキルアップをめざした講座を開催し、仕事に役立つ技術の習得を図ります。	男女共同参画室
女性の就業支援事業	結婚や出産等で退職した女性を対象に就職に対するマインド向上及び専門的なスキルを身につけるセミナー、企業とのマッチング機会の提供を行うことで再就職に向けた支援を行います。	産業政策課

■施策の方向 1 5 生涯を通じた女性の健康支援

施 策	内 容	担当部署
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	助産師等の訪問員が、生後4か月未満の乳児を育てるすべての家庭を訪問し、出産後の様々な不安や悩みの傾聴と子育てに関する情報提供を行います。	子育て相談課
女性特有のがん検診の普及啓発	女性特有のがんの早期発見、早期治療を目的に、がん検診等各種検診を実施します。	健康増進課
はじめてのママパパ教室	妊娠22週以降の初妊婦を対象に、講義やグループワーク、パパや家族も参加の沐浴実習を行い、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及を図ります。	母子保健課
妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の健康管理や新生児期の発育・栄養・環境等について適切な指導を行うため、助産師及び保健師が必要に応じて訪問を行います。	母子保健課
妊産婦・乳幼児健康相談	妊娠中又は乳幼児期の子育てに関する不安や心配事について、母子保健課や西部会館の相談室、都祁保健センター、月ヶ瀬健康相談室等で保健師・助産師等が相談に応じます。	母子保健課
エイズ対策推進事業	新規HIV感染者が多い若年層へのエイズに関する普及啓発が重要なことから、高校生を対象としたエイズ予防教育の実施により、正しい知識の普及を図ります。	保健予防課

主要課題 7 ワーク・ライフ・バランスの推進

■施策の方向 1 6 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援

施 策	内 容	担当部署
市職員の健康相談	産業医・産業カウンセラー等による健康相談、メンタルヘルス相談を実施し、市職員の健康づくりを支援します。	人事課
講演会・研修会の実施	職場や家庭・地域において、多様な生き方ができるように、ワーク・ライフ・バランスを推進する意識の醸成を図ります。	男女共同参画室
	企業を対象としてワーク・ライフ・バランスを推進する意識の醸成を図ります。	産業政策課

■施策の方向 1 7 男性の家庭や子育てへの参画推進

施 策	内 容	担当部署
市職員への育児・介護休業制度の啓発	男性の利用率向上を目指し、労働環境の整備や支援体制を充実させ利用できる各種制度等の周知を図るとともに、抵抗なく利用できるような意識の醸成のため、情報提供や相談体制の充実を図ります。	人事課
男性の家事・育児・介護等への参加促進	男性が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家事・育児・介護等へスムーズに参加できるよう、学習の機会を提供します。	男女共同参画室
男性への育児・介護休業等の情報提供	男性が積極的に育児・介護休業等の制度を利用できるよう、育児・介護休業法などの法制度、解説等を記載した「労政の手引き」を使用して情報提供を行い、意識の醸成を図ります。	産業政策課
生涯学習の充実	固定的性別役割分担意識を解消し、あらゆる分野における男女共同参画を推進する公民館事業を展開し、男女が多様な生き方の選択ができるよう広く意識の浸透を図ります。	地域教育課
家庭教育の充実	男女平等観に立った家庭生活や子どもの養育が行われるよう、家庭教育の充実を図ります。また、女性の学習活動の進展と機会の充実を図り、女性を取り巻く諸問題を考えます。	地域教育課

▷ 指標・数値目標

■基本方向Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

主要課題		指 標	現状値 (2020 年)	目標値 (2026 年)
1	暮らしやすい社会の意識づくり	各地区における人権啓発に係る研修会等の参加人数	419人 ※(2019年: 1,463人)	1,600人
2	誰も孤立させない社会に向けた支援	女性問題相談件数	2,759件	3,000件
3	家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	地域子育て支援拠点の利用者数	81,526人 ※(2019年: 139,107人)	183,000人
		ファミリー・サポート・センター事業の利用件数	4,300件 ※(2019年: 5,762件)	10,000件
		子育て支援アドバイザーの派遣回数	190回 ※(2019年: 487回)	500回
		放課後児童指導員(常勤)一人当たりの児童数が20人以下のホーム数	16ホーム	27ホーム
		特別支援教育相談件数	633件	750件
		ひとり親家庭等相談件数	1,555件	1,800件
		ひとり親家庭等日常生活支援事業の登録者数	41人	51人
		母子家庭等就業・自立支援センターの相談件数	1,638件	2,300件
		養育費確保支援事業の利用件数	—	5件
		消防吏員に占める女性の割合	3.4% (2021年)	5.2%
		消防団員に占める女性の割合	4% (2021年)	5%
		スポーツ推進委員に占める女性の割合	36% (2021年)	42%

■基本方向Ⅱ 暴力のない安全・安心な社会づくり

主要課題		指 標	現状値 (2020 年)	目標値 (2026 年)
4	配偶者暴力等を根絶する環境の整備	DV被害者の同行支援及びケース会議への参加回数	5回	35回

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2020年の現状値が大幅に減少しているものについては、2019年の実績値を参考値として併記しています。

■基本方向 Ⅲ 誰もが活躍できる環境の整備

	主要課題	指 標	現状値 (2020 年)	目標値 (2026 年)
5	政策・方針決定の場 への女性の参画促進	市が設置する審議会等の 女性委員の登用率	32.8%	40%
		農業委員の女性の人数	4 人 (2021 年)	6 人
		市の女性職員の管理職への 登用率	31.6%	42%
		女性教員の管理職への登用率	22.4%	25%
6	女性の活躍推進	女性の就業支援に係る相談会、 業界別セミナーへの参加者数	—	90 人
		女性特有のがん検診の受診率	乳がん 14.7% 子宮頸がん 15.2%	50%
		はじめてのママパパ教室の 参加者数	574 人 (2019 年)	800 人
		妊娠期及び産後のハイリスク 者を対象にした、妊産婦・新生 児訪問指導の達成率	96.6%	98%
7	ワーク・ライフ・ バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスを推 進するセミナーの参加企業数	6 社	11 社
		市の男性職員の育児休業取得 率	25.8%	35%
		多様な性を尊重する社会の実 現、子育て支援や女性の活躍に 向けた支援、男性の家庭・子育 てへの参画推進等の講座数	251 講座	272 講座
		家庭教育支援に取り組んでい る公民館の数	11 館	17 館

参 考 資 料 ・ 関 係 法 令 等

資料 1	人口統計（奈良市・全国）	・ ・ ・	28
資料 2	合計特殊出生率（奈良市・奈良県・全国）	・ ・ ・	29
資料 3	国内外の動き	・ ・ ・	30
資料 4	男女共同参画社会基本法	・ ・ ・	31
資料 5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	・ ・ ・	32
資料 6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （女性活躍推進法）	・ ・ ・	36
資料 7	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	・ ・ ・	40
資料 8	奈良市男女共同参画推進条例	・ ・ ・	41
資料 9	奈良市男女共同参画推進審議会規則	・ ・ ・	42
資料 10	奈良市男女共同参画推進審議会委員名簿	・ ・ ・	42



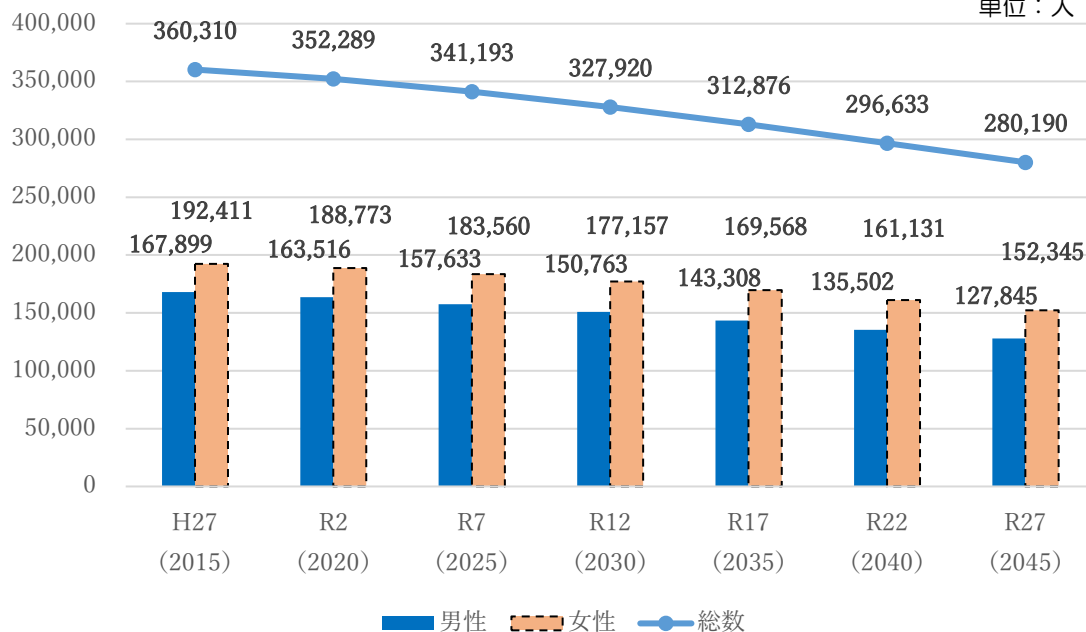
人口統計（奈良市・全国）



奈良市の推計人口

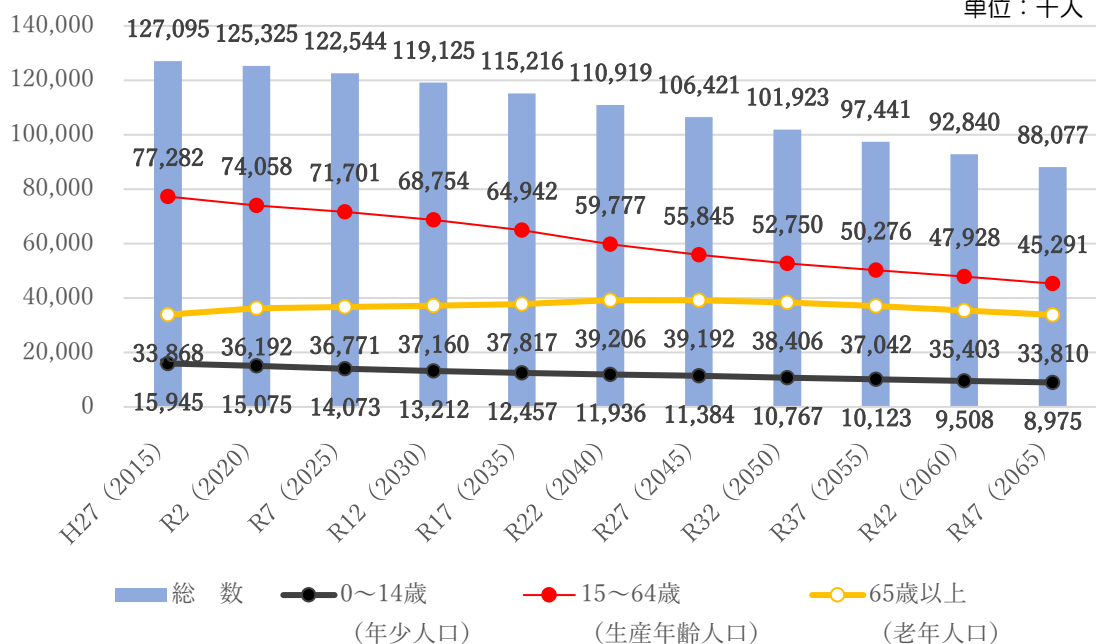
(2015年は国勢調査による実績値)

単位：人



日本の将来推計人口（平成29年推計）

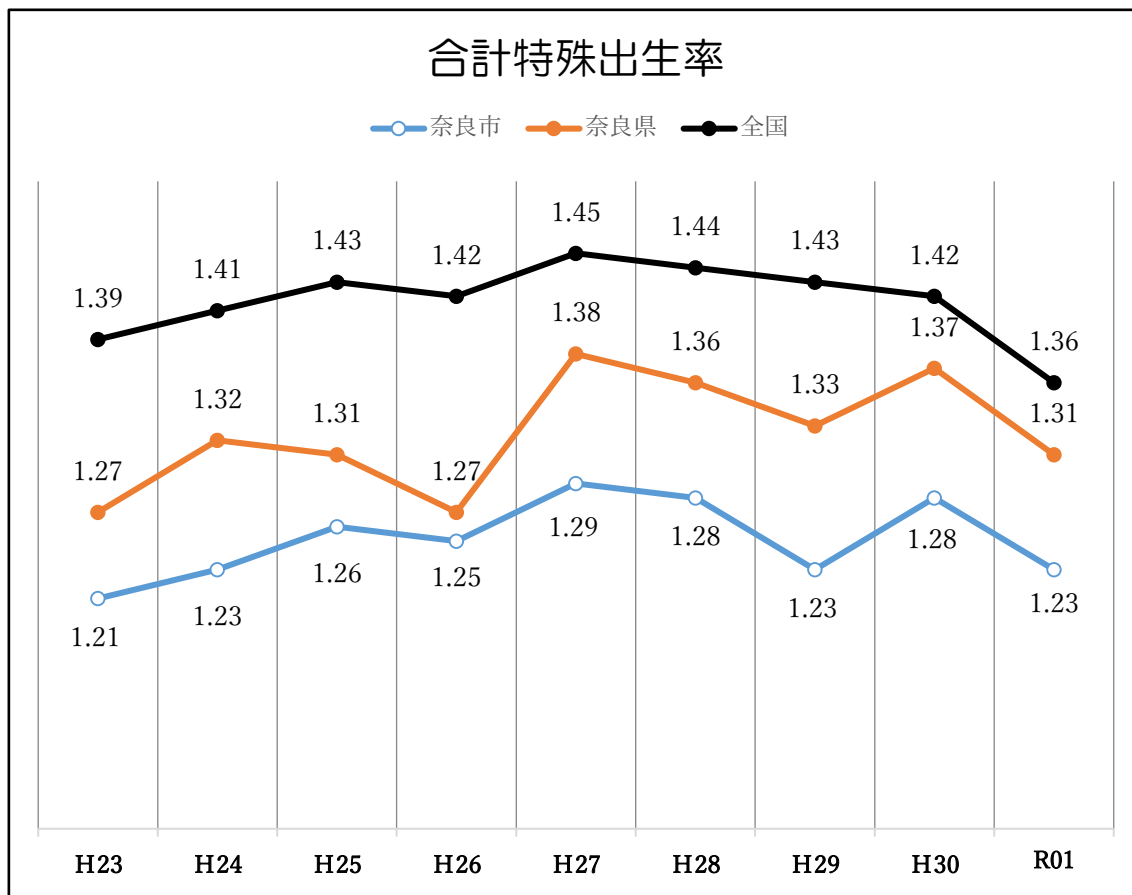
単位：千人



参考：国立社会保障・人口問題研究所が、平成27年国勢調査の確定数から、新たな全国人口推計（日本の将来推計人口）を行い、平成29（2017）年4月10日に公表。



合計特殊出生率（奈良市・奈良県・全国）



本市では、合計特殊出生率が非常に低い状況にあり、少子化が進行しています。

奈良市男女共同参画計画（第2次）策定時の平成23年には、全国が1.39、奈良市が1.21でしたが、令和元年では、全国が1.36、奈良市が1.23で、状況に大きな変化は見られず、低い水準で推移しています。

***合計特殊出生率：**一人の女性が一生の間に何人の子どもを生むかを示すときに使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値

■国内外の動き

年	奈良市の動き	奈良県の動き	国の動き	国際的な動き
1975年 (昭和50年)				国際婦人年、「世界行動計画」採択
1977年 (昭和52年)			国内行動計画策定	
1979年 (昭和54年)				「女子差別撤廃条約」採択
1981年 (昭和56年)		「奈良県婦人会議」設置		「女子差別撤廃条約」発行
1985年 (昭和60年)				婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略(ナイロビ将来戦略)採択
1986年 (昭和61年)		「奈良県女性センター」開設		
1987年 (昭和62年)			「男女雇用機会均等法」施行	
1992年 (平成4年)			「西暦2000年におけるの新しい国内行動計画」策定	
1993年 (平成5年)		「奈良県女性行動計画修正版」策定	「育児休業法」施行	
1994年 (平成6年)	「奈良市女性行動計画」策定		「パートタイム労働法」施行 総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」 「男女共同参画推進本部」設置	「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1995年 (平成7年)	市長部局に「市民部女性対策課」設置	「奈良県男女共同参画推進本部」設置		
1996年 (平成8年)			「育児・介護休業法」施行	「北京宣言」及び「行動綱領」採択
1997年 (平成9年)	「女性対策課」を「女性政策課」に改名			「女性に対する暴力をなくす決議」採択 (国連人権委)
1999年 (平成11年)		「奈良県女性行動計画(第2期)」策定		
2000年 (平成12年)			「男女共同参画社会基本法」策定 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」施行	「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催
2001年 (平成13年)	「奈良市男女共同参画計画」策定	「奈良県男女共同参画推進条例」施行	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律」施行 第1回男女共同参画週間 「男女共同参画会議」設置	
2002年 (平成14年)	職名を「男女共同参画課」に改名 男女共同参画センター「あすなろ」を開設	奈良県男女共同参画計画策定、 「奈良県男女共同参画県民会議」設置	「各都道府県に配偶者暴力相談支援センター」開設	
2003年 (平成15年)	「奈良市男女共同参画推進条例」施行			
2004年 (平成16年)			「性同一性障害者特例法」施行	
2005年 (平成17年)			「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	第49回国連婦人の地位委員会 (通称「北京+10」)がニューヨークの国連本部で開催
2006年 (平成18年)		「奈良県男女共同参画計画(第2次)」策定		
2007年 (平成19年)			「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定	
2010年 (平成22年)	「奈良市配偶者から等の暴力の防止及び被害者支 援基本計画」策定		男女共同参画基本計画(第3次)策定	
2011年 (平成23年)	男女共同参画センター「あすなろ」を西之阪町に移 転 「奈良市男女共同参画計画(第2次)」策定			「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための 国連機関関(UN Women)」発足
2015年 (平成27年)	「奈良市配偶者から等の暴力の防止及び被害者支 援基本計画(第2次)」策定	「女性の活躍促進会議」設置	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定	国連サミットで「持続可能な開発目標(SDGs)」採択
2016年 (平成28年)	奈良市配偶者暴力相談支援センターを開設	「奈良県女性の働き・活躍促進計画 (第3次奈良県男女共同参画計画)」策定		
2019年 (平成31年)	「奈良市女性活躍推進計画」策定			
2020年 (令和2年)	「奈良市パートナーシップ宣誓制度」導入		「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2021年 (令和3年)	「男女共同参画課」を「男女共同参画室」とし、「共 生社会推進課」に統合	「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画 (第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県 女性活躍推進計画)」策定		
2022年 (令和4年)	「奈良市男女共同参画計画(第3次)」策定			

資料3

男女共同参画社会基本法

資料4

(平成十一年法律第七十八号)
改正 平成十一年法律第百二号
同 平成十一年法律第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立的でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野にお

いて、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他の男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)
最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文
第一章総則（第一条・第二条）
第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章保護命令（第十条―第十二条）
第五章雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二補則（第二十八条の二）
第六章罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者という。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この

は重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員) 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

- 条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- (婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができ、この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- (警察官による被害の防止)
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (警察本部長等の援助)
- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
- (福祉事務所による自立支援)
- 第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)

- その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (被害者の保護のための関係機関の連携協力)
- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- (苦情の適切かつ迅速な処理)
- 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを実施するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、しゅう又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による

命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足る申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審審の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審審の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しとなることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合においては、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を相手方出す審審の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)

第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)

第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定令和四年四月一日三第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定令和五年四月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

（平成二十七年法律第六十四号）
改正：平成二十九年法律第十四号
令和元年法律第二十四号

資料6

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に關し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する事項

る重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- （都道府県推進計画等）
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働

働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活

における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会を提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会を提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十條第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十條第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二條 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四條 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の

規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九條 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。))及び第六章(第三十条を除く。))の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。))は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。))は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三條 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章

資料7

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

【いま何故仕事と生活の調和が必要なのか】

(仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

(働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

(共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族・地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっても、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」[※]の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

【仕事と生活の調和が実現した社会の姿】

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

【関係者が果たすべき役割】

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わり方の促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

奈良市男女共同参画推進条例

平成 15 年 3 月 26 日条例第 14 号

資料 8

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 16 条）

第 3 章 拠点施設（第 17 条）

第 4 章 男女共同参画推進審議会（第 18 条）

附則

1975 年（昭和 50 年）国際婦人年世界会議において、世界行動計画が採択されたことを機に、男女平等の実現に向けた国際的な取組が開始され、1979 年（昭和 54 年）「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会において採択された。我が国は昭和 60 年この条約を批准し、平成 11 年には男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定するに至った。

我が国においては、少子高齢化、国際化及び情報化の急速な進展に伴い、家族や地域社会が変化してきており、平和な社会において、自然環境と共生しつつ、男女が共に責任を担い、利益を享受し、一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が、今、強く求められている。

奈良市においても、平成 13 年に奈良市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会実現に向け様々な取組を進めてきたが、固定的な性別役割分担意識はあらゆる分野への男女の対等な参画に影響を及ぼしている。

これらを踏まえ、多くの伝統文化と豊かな自然環境を継承しつつ、それぞれの時代に応じ発展を遂げてきた世界遺産のあるまち奈良市が、この時代にふさわしい男女共同参画社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次の基本理念にのっとり推進を図らなければならない。

（1）男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、それぞれの人権が尊重されること。

（2）固定的な性別役割分担を反映した社会の制度及び慣行が、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を、できる限り中立なものとすよう配慮すること。

（3）男女が、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に、対等に参画する機会が確保されること。

（4）家族を構成する男女が、互いの人権を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の活動を共に進めるよう配慮されること。

（5）妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自己の決定が尊重されること及び生涯を通じて健康に配慮されること。

（6）男女共同参画の推進は、国際的な取組と協調して行うこと。

（市の役割）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進に關して、積極的改善措置を含め総合的かつ計画的な施策を実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国及び県と連携するとともに市民、事業者及び教育に携わる者と協働し、男女共同参画の効果的な推進を図らなければならない。

（市民の役割）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に取り組み、男女共同参画の推進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画する機会を確保し、職業生活における活動と家庭生活等における活動との両立を可能にするため、職場環境を整備するよう努めるとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（教育に携わる者の役割）

第 7 条 学校教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性に十分配慮し、それぞれの教育本来の目的を実現する過程において基本理念にのっとり教育を行うよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第 8 条 何人も、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場において、直接的、間接的を問わず、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動を受けた個人の対応により、その個人に不利益を与えること又は性的な言動によりその言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体的、性的、精神的及び経済的暴力をいう。）を行ってはならない。

第 2 章 基本的施策

（基本計画）

第 9 条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、奈良市男女共同参画推進審議会の意見を聞くとともに、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。

（情報収集及び調査研究）

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

（情報提供及び啓発）

第 11 条 市は、男女共同参画社会の形成に関し必要な広報活動を行うとともに、市民等に必要かつ適正な情報提供を行い、その啓発に努めるものとする。

（年次報告）

第 12 条 市長は、毎年、計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

（家庭生活と職業生活等の両立支援）

第 13 条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活等における活動を両立できるよう、必要な支援の実施に努めるものとする。

（学習等のための支援）

第 14 条 市は、学校、家庭その他の教育の場における男女共同参画に関する学習等に、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（団体への支援）

第 15 条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う団体に対し、その主体性を尊重しつつ、その活動に必要な支援を行うよう努めるものとする。

（苦情及び相談に対する措置）

第 16 条 市は、市が実施する施策で男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められるものに関し苦情があったときは、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、第 8 条の規定に違反する行為に関し相談があったときは、関係機関と連携し、必要な措置を講じなければならない。

第 3 章 拠点施設

第 17 条 市は、奈良市男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画に関する施策を推進するものとする。

第 4 章 男女共同参画推進審議会

第 18 条 第 9 条第 2 項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議させるため、奈良市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成 15 年 5 月 29 日規則第 34 号で、同 15 年 6 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 平成 13 年 3 月 28 日に策定された奈良市男女共同参画計画は、第 9 条第 1 項の規定により策定された計画とみなす。

奈良市男女共同参画推進 審議会規則

資料9

平成 15 年 5 月 29 日規則第 35 号
改正 平成 21 年 6 月 25 日規則第 52 号
令和 3 年 3 月 31 日規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市男女共同参画推進条例（平成 15 年奈良市条例第 14 号）第 18 条第 6 項の規定により、奈良市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、共生社会推進課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 25 日規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 11 号）

(施行期日)

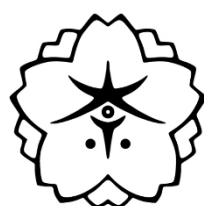
1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

略

資料10

奈良市男女共同参画推進審議会委員名簿

	氏 名	分 野	役 職
会 長	島本 太香子	医学・母子保健	奈良大学副学長 教授・医学博士
副会長	川村 容子	法律	奈良弁護士会 弁護士
委 員	池上 彰子	国	奈良労働局 雇用環境・均等室長
	江川 美奈子	女性活躍・地域活動	認定NPO法人 きららの木 理事長
	大橋 一博	医療・健康	奈良市医師会 監事 大橋耳鼻咽喉科 院長
	國原 智恵	子育て	奈良市保育会 会長
	倉西 道明	県	奈良県中央こども家庭相談センター所長
	坂口 尚子	公募	市 民
	永井 剛	企業	(株) 平井眞美館 生産部 製版課長
	西川 ひろこ	市民活動	奈良市国際女性交流協会 顧問
	東 善英	人権	奈良人権擁護委員協議会 人権擁護委員
	小林 正典	教育	奈良市立中学校長会



奈良市

Nara City

奈良市男女共同参画計画（第3次）

発行年月 令和4年（2022年）3月
発行 奈良市 市民部 共生社会推進課 男女共同参画室
〒630-8245 奈良市西之阪町 12 番地
電 話 0742-81-3100
F A X 0742-25-0600
E-mail danjokyoudou@city.nara.lg.jp